

学習資料

「農業・農協改革」で、 私たちの職場と地域はどうなる？

—いよいよハッキリしてきた

「規制改革」の狙いと私たちの課題—



止めよう！
農協つぶし法案

2015年4月1日

全農協労連

1. 「農協改革」の中身は全中も合意したし、もう決まったのでは？

→問題が山積みで、簡単に決まるものではありません！

さる2月9日、与党・自民党と全国農協中央会（全中）は、「改革の骨格」で合意し、これを受けて政府・自民党は3月19日に、「農協法などの改正案骨子」をまとめました。

今後条文案が整理され、4月3日には閣議決定、国会への「改革関連法案」提出という段取りで、52に及ぶ関連法の「改正」を一括法案で通そうという荒っぽい扱いになりそうです。問題が多いだけに、政府は、ていねいな議論を保障したくないようです。

しかも、農業や農協だけでなく地域のあり方、消費者にとっては食のあり方に関わる重大な内容を含むだけに、統一地方選挙前に国会で議論されると自公与党にとって不利になるからと、国会審議を始めるのは地方選挙が終わる連休明けといわれています。

同じように国民的な批判的になっている、集団的自衛権行使のための安保法制案も、地方選挙が終わってから示し、6月24日までの国会会期末までに通らなければ国会を延長してでも通そうというのです。

農協改革関連法案も同様です。審議に入れば、さまざまな問題が出てくることは必至です。また、今回関連法で扱わないことでもいろいろ問題が残っていますから、「政府・自民党と全中が合意したからもう終わり」ではありません。大いに問題点を指摘し、「改革関連法案」を廃案に追い込むことが求められます。

2. 「農協改革」…何がどう変わるの？

→3月19日にまとめられた「法案骨子」（2016年4月1日施行予定）
を見てみましょう。

●農協法の事業目的

農協法第8条の「営利を目的としてその事業を行ってはならない」とされていた、いわゆる「非営利規定」が削除され、「組合員及び会員のために最大の奉仕をすることを目的とする」「農業所得の増大に最大限の配慮を」、実現した収益は「事業の成長発展を図るための投資または事業利用分量配当に充てる」と変更されます。

●自主的な運営原則

「組合員に対して、その利用を強制してはならない」、配当を出資に回す「回転出資金は廃止」、「定款変更の認可基準の緩和」など、自主的な運営原則を尊重することとされます。

●理事会（経営管理委員会）の構成

理事（あるいは経営管理委員）の過半数を、「認定農業者または農産物販売・法人経営等に関し実践的な能力を有する者」にするように変更されます。

●中央会の組織変更

現在の農協法で中央会を位置づけている第3章を全面削除し、全国農協中央会は、一般社団法人として、現在全国監査機構として持っている農協などの監査権限を無くします。

また都道府県中央会は、他の事業連と同じ農協法上の「連合会」に移行します。組織の移行は、2019年9月までとされています。

いずれもこれまでと名前だけは同じ「中央会」を名乗ることはできますが、全中は農協グループの代表機能、総合調整機能を担い、都道府県中央会は、経営相談・監査、会員の意思代表、総合調整などの機能を持つこととなります。連合会としてコンサル事業や付帯の事業としての教育や広報で経営を成り立たせることになりそうです。

●単協は会計監査を義務付け

中央会の組織変更が行われる2019年9月末までに、単協の監査は公認会計士あるいは監査法人の監査に移行することになります。それまでの間は、従来の全国監査機構が監査法人かの選択です。

従来の全国監査機構は、公認会計士法に基づく監査法人として独立させ、単協が選ぶ監査法人の一つにする「構想」（合意）です。

●農協・連合会の株式会社化など

全農や経済連については、農協出資の株式会社に変更することができる規定を設けます。厚生連は、自治体が設立するのと同じ社会医療法人に転換ができるようにします。

また、農協事業の一部（共済・信用事業を除く）を分割して株式会社や生協などを設

置ることができるようにします。

なお、信用事業については、農林中金や信連に一部ないしは全部を譲渡し、単協がその代理店や窓口になることは、すでに法的に可能になっていますし、共済事業については、単協の事務負担が軽減されるよう共済連が措置することとされており、今回の農協法改定には含まれません。

●「准組合員」の扱い

議論されてきた主なテーマの一つ、「准組合員」の扱いは、利用実態などを調査し、法施行後5年経ったら、事業利用の規制をするかどうかを含めて結論を出すことで「合意」し、今回の法改定には含まれなくなりました。

3. 心配されること、分からないことがたくさん

●「非営利」規定の削除や株式会社化は協同組合からの脱却にならないか？

第8条から「非営利」規定を削除して、あわせて協同組合法の中に、あえてその対極にある株式会社への組織変更を可能とすることを規定することは、すでに協同組合とは言えないでしょう。

農協が組合員のために奉仕し農業所得増を図ることは、農協法第1条の総則で「農業生産力の増進及び農業者の経済的社会的地位の向上を図り、もつて国民経済の発展に寄与することを目的」とすると、もっと幅広い社会的な役割を含めて規定されています。しかも、同じ総則では「農業者の協同組織の発達を促進することにより」とされているように、協同組合原則をベースにしているのです。今回の改定案は、この点でも矛盾します。

株式会社への組織変更は、当然独占禁止法の適用を受けることとなり、これまで可能であった共同販売・共同計算、共同購入などが禁止されることになり、「改革」の表向きの理由となっている「農家の所得増」にもなりません。

●理事の構成変更は農協の役割を変質させないか？

農協運営を、認定農業者など大規模農家の要望にも十分応えるよう改善すべき点はあるでしょう。今すすめられている「自己改革」では、この点が強く意識されており、大いにすすめるべきです。

しかし、今回の改定案で提起されていることは、ぎゃくに圧倒的多数の家族農家の運

営参加を阻害することにならないでしょうか。認定農業者には企業もなることができます。また、販売や経営のプロを理事や経営管理委員に登用することは、農協運営の企業化につながらないでしょうか。「非営利」規定の削除を含めて、農協を営利企業化にして、農外資本との対等な競争条件を整えさせるという財界の狙いが透けて見えます。

●一般監査法人の監査に移行して大丈夫？

これまで全国監査機構の監査では、会計監査と業務監査を行い、農林中金や行政とも情報を共有して経営指導を行い、破綻を未然に防いできました。

しかし、一般企業の監査手法で監査を行ったとき、例えば赤字傾向の強い経済事業部門の切り捨てを指導されないとも限りません。

また、監査機能を独立させて新たな監査法人を作るといいますが、公認会計士法が求めている役員に占める公認会計士の割合など監査法人設立要件や、会計監査と業務監査を同じ会計士（監査法人）が行えない、あるいは会計士には守秘義務があって経営指導のための情報を中央会や行政と共有できないなど、法で規定されている業務内容と整合しないことが整理されないままになっています。

この点について、農林水産省と金融庁その他関係行政機関、公認会計士協会と全中で協議機関を設けるという「合意」になっていますが、農協が設立する監査法人だけを特別扱いすることになるのでしょうか。

農協法だけは先に改定されながら、新たな監査法人の設立や運営が、「合意」通りにいくのか疑問です。

●都道府県中央会の「連合会」への移行ってどういうこと？

これまで賦課金を受けながら、監査や経営指導を行ってきた中央会が、「連合会」に移行するとされていますが、引き続き期待されている業務監査や経営相談などコンサルなどの収入で経営が可能でしょうか。一方で単協は監査法人への監査費用を負担しながら、連合会たる中央会の経営が成り立つような経費負担が可能とも考えられません。

都道府県中央会を残したのは、地域からの反発を防ぐため、その継続まで責任は持っていないという指摘も、あながち間違いではないでしょう。

●「准組合員」の実態調査の評価はどうおこなわれるの？

准組合員の扱いは、実態調査に基づいてとなっていますが、どういう角度で評価する

かで結論はまるで違います。

例えば、「准組合員の利用は確かに多い」となった時、「やはり、地域には不可欠な役割を果たしているので、規制はできない」とするか、「やはり『農業』協同組合にはそぐわないので、規制すべき」と、どちらの結論もあり得るのです。この点を曖昧にして規制強化の道を残した「合意」は疑問です。

そもそも昨年6月の「規制改革実施計画」で、准組合員の扱いは今年度に結論を出す予定ではありませんでした。

しかし、2月上旬の政府・自民党との協議で、「監査機能と准組合員とどっちをとるのか」と詰めよられて5年の執行猶予付きで准組合員の存続を選んだと思われます。「農協改革」問題が浮上したとき、全中が「これはJA内部の問題だから騒がないでほしい」と大衆的な運動を行わず、密室協議で事に当たってきたことのツケが、ここに現れています。

4. 「改革」で職場、地域はどうなる？

今回の「改革」の根っこに、農業の中心を家族農業経営から企業を含む大規模化経営に切り替える「攻めの農政」と、農協のもつ市場と資産を大企業に開放することにありますから、地域から農家が消え、住民がますます少なくなりかねません。また、商売が成り立つ部分は企業が持っていくことになるなど、農協の事業基盤が縮小されていくでしょう。

私たち農協には働く者にとっても一大事ですが、地域住民や地域経済にとっても大変です。農協事業の営利化や株式会社化は、リストラを通して、雇用を縮小させることになります。いま農協労働者が担っている、消防団やPTAはじめ、地域のコミュニティーの維持も難しくなる心配があります。

5. 私たちに求められること

●何が根本問題か

「改革」問題を考えるとき、そもそも今回の問題はどこから出発したかを考えることが欠かせません。

昨年5月に規制改革会議のワーキンググループが、アベノミクス農政＝「攻めの農政」実行のために言い出したのが始まりです。つまり安倍首相の「医療も農業も、労働・雇用も、企業の儲け、ビジネスチャンスのために開放する」のが狙いですから、ここ

から「改革」内容も検証することが必要です。

今回の「改革」では、農協の営利化や株式会社化が強くいわれていますが、これはかつての郵政民営化と同じ。農協グループの持つ市場や資産を、大企業や投資家の儲けのために差しだそうということです。昨年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」では、「経済界との連携を連携先と対等の組織体制の下で迅速かつ自由に行えるよう」株式会社化を可能にするとされているのです。「対等の組織体制」とはこのことです。財界あるいはアメリカが、農協の事業・資産目当てに要望していることです。「郵政の次は農協、そしてその次は生協」となりかねません。

●知ること、知らせること

私たちに今求められることは、このような「改革」の内容と問題点を、農協で働く仲間だけでなく、経営者を含めた農家組合員、生協はじめ協同組合関係者や地域に暮らす消費者や他産業労働者に知らせ、共有することです。

「中央会って大変ね」とか「農協はこれからどうなるの?」という心配は良く聞かれます。しかし、学習や宣伝で知れば知るほど、「これはみんなの問題」「地域の暮らしをどうしていくかの大問題だ」という共感が広がっています。また、職場の将来に対する危機感も仲間の中に広がっています。

大事なことは、学習や宣伝です。全農協労連は、農業・農協問題研究所と協力して、パンフレットやチラシを発行しています。

●全国で進む運動—国民的合意をめざす

いま全国で「家族農業・農協つぶしやめよ!」の運動が広がっています。

全農協労連は、「食料・農業つぶし、農協解体攻撃とたたかう国民的共同を広げる大運動」闘争本部を設置して運動を強化しています。また、全労連、農民連、新婦人、自治労連、生協労連、全国食健連と協力して、「安倍『農政改革』に反対し、食料・農業・地域を守る大運動」連絡会議を設置、学習や宣伝をすすめるとともに、「改革」を法的に強制せず自主性を尊重するよう求める国会請願署名を呼びかけています。

署名はすでに7万名分を超えています。さらに広げて「関連法案」を廃案に追い込みましょう。

また、地方自治体議会でも、各地の労働組合や農民・消費者が働きかけ、岩手県議会はじめ地方議会で「農協つぶしを止める」意見書採択が始まっています。

<参考1> 「農協改革」のバックに、アメリカ財界の思惑も

昨年5月に発表された、在日米国商工会議所の「提言」。ここでは、J Aグループの金融事業が、金融庁の規制下にある他の銀行や保険会社と同じルールや税金負担が適用されるなど、平等な競争環境を確立するよう求めています。

そして、それができないなら、次の規制を見直し、J Aグループの金融事業を制約すべきだと提言しています。

- ①組合員の利用高の一定割合まで員外利用が認められていること。
- ②わずかな出資金を支払って構成員になることができる「准組合員制度」。
- ③J Aグループ全体に適用している独占禁止法の特例。

また、こうした施策の実行のため、日本政府及び規制改革会議と緊密に連携し、成功に向けて支援を行う準備を整えている、とまで表明しているのです。今回の「農協改革」が「農業所得増のため」などでは無いことをよく表しています。

<参考2> 安倍首相の本音=投資家のための「改革断行」

安倍首相は、「日本を世界で一番企業が活躍しやすい国を作る」ため、いまの通常国会を「改革断行国会」と名付け、農業だけでなく医療・労働分野を、「ドリルで穴を開けるべき岩盤規制」と位置づけ、その第一弾として「農業・農協改革」をスタートしました。

2月12日に安倍首相が行うことになっていた施政方針演説で、改革の「実績」を強調するのに間に合わせるため、無理矢理2月9日に全中との「改革の骨格合意」を演出したといわれています。

それから2週間も経たない2月24日、安倍首相は、都内で開催された海外の投資家たちを前にした講演で、次のように誇らしげに語っています。

「今国会では、成長戦略のために、農業、医療、エネルギー、雇用といった、いわゆる岩盤規制改革を強力に進める法案を含め、20本を超える法案を提出します・・・岩盤規制改革の先には、10年前、いや、5年前ですら想像していなかった新しいビジネスが次から次と生まれることでしょう」と。

つまり、「改革」は、農業者のためなどではなく、企業・投資家のビジネスチャンスを広げるためだということをあけすけに語っているのです。

全中などはどうしてこのような首相の発言に抗議し、合意を撤回しないのでしょうか。